

平成16年8月6日
四国財務局

株式会社愛媛銀行に対する行政処分について

1. 株式会社愛媛銀行（本店：松山市）については、複数の営業店において顧客預金の横領等の不祥事件が発生していることから、銀行法第24条第1項に基づき事実関係及び発生原因等の報告を求めたところ、同行の法令等遵守態勢の確立に向けた取組が不十分で、内部管理態勢に重大な問題があると認められた。
2. このため、本日、同行に対して、銀行法第26条第1項の規定に基づき、下記の内容の業務改善命令を発出した。

記

- (1) 法令等遵守態勢を確立し健全な業務運営を確保するため、以下の観点から内部管理態勢を充実・強化すること。
 - 法令等遵守に係る経営姿勢の明確化
 - 取締役会及び本部の機能強化による全行的な法令等遵守態勢の確立
 - 営業店における相互牽制機能の充実・強化
 - 本部監査機能の充実・強化
 - 人事管理の見直し
- (2) 上記(1)に関する業務改善計画を平成16年9月6日までに提出し、以後、改善計画の実施完了までの間、その実施状況を3ヶ月ごとに報告すること。

連絡・問い合わせ先

四国財務局 理財部 金融監督第一課

087-831-2131

四国財務局 松山財務事務所 理財課

089-941-7185